

中期目標（案）・中期計画（素案）対比表

北庄内医療整備推進室

※は法定項目

中 期 目 標（案）	中 期 計 画（素案）
<p><b>前 文</b></p> <p>山形県立日本海病院と酒田市立酒田病院は、北庄内地域における二次医療機関として、高度医療や専門医療を提供し、地域住民の健康を支える医療機関としての役割を果たしてきた。また、山形県立日本海病院においては、2.5次救急医療や災害医療、感染症医療などの政策医療についても、庄内地域の中核機関としての役割を担ってきた。</p> <p>一方、急速な少子高齢化の進行や地方における医師不足の深刻化、医療制度改革等による影響などにより、自治体病院を取り巻く環境はますます厳しさを増してきている。</p> <p>国においては、「経済財政改革の基本方針 2007」を踏まえ、総務省が平成 19 年に公立病院改革のガイドラインを示し、公立病院の経営の一層の効率化を図るとともに、都道府県に対し、二次医療圏単位での自治体病院の再編・ネットワーク化に向け、有識者を含めた検討・協議を行い、平成 20 年度までに再編等に係る計画を策定し、実施していくよう促している。</p> <p>こうした中、山形県と酒田市は、地域における医療資源の集約化・高度化を図るとともに、将来の患者需要予測とこれに伴い必要とされる施設整備の規模などについて検討を重ねた結果、平成 20 年 4 月からは、山形県立日本海病院と酒田市立酒田病院を統合再編し、日本海総合病院及び日本海総合病院酒田医療センター（以下「酒田医療センター」という。）とするとともに、山形県と酒田市が共同で設立する地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構</p>	<p style="text-align: center;">な し</p>

<p>(以下「県・市病院機構」という。)が両病院を運営することとした。</p> <p>医療の安全性や信頼性、説明責任を重視する意識が高まりをみせる中、県・市病院機構は、急性期医療の集約により、これまで以上に地域住民の信頼に込えていくため、法令の遵守はもとより、高い倫理観をもって、安全かつ適正な病院運営に努めていかなければならない。</p> <p>病院を取り巻く環境が厳しさを増す中、県・市病院機構が政策医療を含む高度専門医療の提供などの役割を継続的に果たしていくためには、経営基盤の安定化を図っていくことが必要である。</p> <p>県・市病院機構においては、一般地方独立行政法人としてこうした様々な課題に対し、自主性を発揮して積極的に取り組み、統合再編後においても庄内地域の中核となる医療機関として地域住民の期待に込えていくものとする。</p>	
--	--

中 期 目 標 (案)	中 期 計 画 (素案)
<p><b>第1 中期目標の期間</b></p> <p>平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>—</p>

中 期 目 標 (案)

中 期 計 画 (素案)

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療機能の統合再編及び施設整備

県・市病院機構は運営する2病院について、山形県・酒田市病院統合再編整備基本構想（平成19年3月、以下「基本構想」という。）に基づき、次により医療機能の統合再編と酒田市立酒田病院の老朽化等に伴う施設整備を行うこととしている。

1 医療機能の統合再編及び施設整備

(1) 統合再編後の医療機能

日本海総合病院及び日本海総合病院酒田医療センター（以下「酒田医療センター」という。）は、施設整備が完了する平成23年度において、次の表に掲げる医療機能を担う。

(1) 統合再編後の医療機能

統合再編の効果を最大限に発揮し、より安心、信頼、高度な地域医療を提供するため、医師等医療従事者の集約と病院機能の分担を進めることとし、平成23年度の施設整備完了時において、日本海総合病院及び酒田医療センターは、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、地域の医療水準の向上にも寄与するため、必要な診療機能を確保すること。

特に、三次救急医療については、庄内地域及び最上地域の一部をカバーする救命救急センター(新型)を整備すること。

◆日本海総合病院

病院名	基本的な機能
日本海総合病院	三次救急医療(救命救急センター(新型)) 急性期医療、災害医療、感染症医療 がん・脳卒中・糖尿病・小児医療・周産期

項目	概要
病床数	救命救急センター(新型) 18床程度
	その他急性期病床 630床程度 (緩和ケア病床を含む)
	合計 648床程度
診療科	内科、循環器科、消化器科、神経科・精神科、 神経内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、 脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、

	医療などの専門医療 これらの医療水準の向上のための教育研修				放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科
日本海総合病院 酒田医療センター	回復期リハビリテーション 在宅医療支援（在宅患者の一時的入院、リハビリ等）、在宅医療、訪問看護 これらの医療水準の向上のための教育研修		特殊診療機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センター（新型） ICU、HCU、CCU、救急治療室（ER）など</li> <li>・急性期リハビリテーション機能</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院</li> <li>・外来がん化学療法機能</li> <li>・セカンドオピニオン外来</li> <li>・未熟児室</li> <li>・感染症病床</li> <li>・急性期人工透析</li> <li>・災害拠点病院</li> <li>・人間ドック</li> </ul>

  

◆酒田医療センター

項目	概要
病床数	亜急性期病床 110床程度
診療科	内科、リハビリテーション科
特殊診療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期リハビリテーション機能</li> <li>・在宅医療支援機能（急性増悪時の入院や定期検査、処置等）</li> <li>・在宅医療機能、訪問看護機能</li> </ul>

## (2) 施設整備

基本構想に基づき、老朽化した酒田市立酒田病院の代替施設の整備を図り医療機能の統合再編を実現するため、県・市病院機構が所要の施設整備を行うこととしている。

施設整備に当たっては、医療機能の統合再編によって担うべき診療機能及び患者ニーズに対応した施設内容とすること、日本海総合病院については、特に、増築・改修となることから、病院機能の全体最適化が図られることに留意して整備すること。

併せて、現酒田病院の東棟の改築・改修も実施されるが、日本海総合病院も含めて、将来の医療需要にも対応できる柔軟な施設構成に配慮するとともに、県・市病院機構の運営により建設費の償還が可能となるよう、建設及び維持管理コストについても留意すること。

なお、日本海総合病院の施設整備については、住民に混乱なく安定的に医療を提供するため早期の施設整備が必要であり、平成 22 年度までの完成を期すこととし、酒田医療センターの改築・改修についてもできる限り早期の施設整備を行うこと。

## (2) 施設整備

(1)における医療機能の統合再編を実施するため、所要の施設整備を行う。

- ・施設整備に当たっては、医療機能の統合再編によって担うべき診療機能及び患者ニーズに対応した施設内容とするとともに、将来の医療需要にも対応できる柔軟な施設構成に配慮する。
- ・県・市病院機構の運営により建設費の償還が可能となるよう、建設及び維持管理コストについても留意する。

### ◆日本海総合病院（供用開始 平成23年度）

項目	内容
救命救急センター	・CCU、ER整備
一般病床	・120床程度増設 (うち人間ドック10床程度)
手術室	・5室程度増設
周産期施設	・分娩室、未熟児室等
外来診察室	・診療室14室程度増設 ・外来がん化学療法室整備
内視鏡検査室	・8台程度(5台程度増設)
放射線室	・MRI 1台増設 ・心カテ1台増設 ・体外衝撃波結石破砕装置新設 ・マンモグラフィ1台を酒田医療センターから移設
駐車場	・600台分程度増設
ヘリポート	・1基

### (3) 施設整備完了時までの診療計画

県・市病院機構においては、日本海総合病院の増築・改修が終了までの期間（平成 20 年度から 22 年度まで、以下「移行期」という。）については、現日本海病院及び現酒田病院の施設を使用し、医療を提供していくこととなる。

この移行期においても、統合再編効果を医療機能の向上と患者サービスに反映させるため、2 病院における診療科の統合再編が必要であるが、実施に当たっては、医療の安全性の確保及び住民への周知等に配慮すること。

### ◆日本海総合病院酒田医療センター（供用開始 平成23年度）

項 目	内 容
東棟改修	・ 110床程度
エネルギー棟増築	・ 西棟の設備を移設

※西棟解体は酒田医療センター完成後に実施予定。

### (3) 施設整備完了時までの診療計画

- ・ 日本海総合病院の増築・改修が終了までの期間（平成 20 年度から 22 年度まで、以下「移行期」という。）においても、統合再編効果を医療機能の向上と患者サービスに反映させるため、次のとおり一時的な診療科の統合再編を行う。
- ・ 実施に当たっては、医療の安全性の確保及び住民への周知等に配慮する。
- ・ 複数診療科を受診する患者の利便性を従来どおり確保するため、両病院間にシャトル車輛を運行する。

項 目	日本海総合病院	酒田医療センター
診療科数	20科程度	7科程度
診療科	内科、循環器科、神経内科、小児科、外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、	消化器科（酒田医療センターを中心に診療体制をとる）

<p>2 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(1) 高度専門医療の充実</p> <p>①診療体制の整備</p> <p>医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実及び見直しを行うこと。また、地域住民の医療ニーズに応じた専門外来の設置及び充実を進めるなど、診療体制の整備等を図ること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 153 1447 544"></td> <td data-bbox="1447 153 1760 300">耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理科</td> <td data-bbox="1760 153 2074 300">整形外科（酒田医療センターを中心に診療体制をとる）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 300 1447 544"></td> <td data-bbox="1447 300 1760 496">消化器科・整形外科（酒田医療センターを中心に診療体制をとる）</td> <td data-bbox="1760 300 2074 496">産婦人科、神経科・精神科、放射線科、麻酔科（法人設立以前と同様の診療体制）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 496 1447 544"></td> <td data-bbox="1447 496 1760 544"></td> <td data-bbox="1760 496 2074 544">内科（外来診療）</td> </tr> </table> <p>2 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(1) 高度専門医療の充実</p> <p>①診療体制の整備</p> <p>医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、次のとおり診療部門の充実及び見直しを行う。</p> <p>a) 救急医療及び小児救急医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センターの整備</li> <li>・救急用ヘリポートの整備</li> <li>・酒田地区消防組合と連携した消防ワークステーション整備の検討</li> <li>・地元医師会等との連携による救急患者トリアージの導入検討</li> </ul> <p>b) がん医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域がん診療連携拠点病院としての機能充実</li> <li>・手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた治療の実施</li> <li>・外来がん化学療法室整備</li> <li>・緩和ケア医療の充実</li> <li>・セカンドオピニオン外来の充実</li> </ul>		耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理科	整形外科（酒田医療センターを中心に診療体制をとる）		消化器科・整形外科（酒田医療センターを中心に診療体制をとる）	産婦人科、神経科・精神科、放射線科、麻酔科（法人設立以前と同様の診療体制）			内科（外来診療）
	耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理科	整形外科（酒田医療センターを中心に診療体制をとる）								
	消化器科・整形外科（酒田医療センターを中心に診療体制をとる）	産婦人科、神経科・精神科、放射線科、麻酔科（法人設立以前と同様の診療体制）								
		内科（外来診療）								

### ②高度医療機器の計画的な更新・整備

県・市病院機構に求められる高度専門医療等を提供できるよう、中期目標の期間における資金計画を策定し、計画的な医療機器の更新・整備を進めること。

### ③災害時における協力

災害時には、災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、県の

・院内がん登録機能、相談支援体制の充実

#### c) 脳卒中・急性心筋梗塞

- ・専門的医療やCT・MRI検査の24時間対応
- ・急性期リハビリテーションの充実

#### d) 糖尿病

- ・チーム医療による食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的治療の充実

#### e) 回復期リハビリテーション

- ・回復期リハビリテーション機能の集約化

#### f) 在宅医療支援及び療養支援

- ・地域の介護機関・福祉機関への橋渡し役としての相談機能の充実
- ・かかりつけ医と連携した、急性増悪に対する入院受入や定期的に必要な検査、処置の実施など、在宅患者や介護・福祉機関の患者に対する医療支援

### ②高度医療機器の計画的な更新・整備

- ・高度専門医療等の充実のため、中期計画期間中における医療機器の更新・整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を行う。
- ・高度医療機器の更新・整備に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、中期計画期間中及び将来の収支計画に配慮した上で、必要に応じリース契約の活用も検討する。

### ③災害時における協力

- ・災害時には、災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、

指示に基づき、又は自ら必要と認めたときは、DMAT等、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。

#### ④政策医療の実施

救急医療や災害医療のほか、高度専門医療や感染症医療等、政策医療の実施機関としての役割を果たすこと。

### (2) 優れたスタッフの確保

#### ①優秀な医師の確保と医師の負担軽減

高度専門医療等の水準を維持・向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図りつつ、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医をいう。）の受入れに努めること。また、医療の質の向上を図るため、医師の負担軽減に努めること。

#### ②看護職及び医療技術職の専門性の向上

看護師の専門性の向上を図るとともに、患者に接する機会が最も多い看護職の意見を病院運営に反映する仕組みづくりに努めること。

県の指示に基づき、又は自ら必要と認めたときは、DMAT等、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施する。

- ・ 災害発生時に備え、地域の医療機関、医師会、自治体等が参加する災害医療訓練を年1回実施するとともに、地域の医療従事者を対象とした災害医療研修を実施する。

#### ④政策医療の実施

- ・ 救急医療や災害医療のほか、高度専門医療や感染症医療等、政策医療の実施機関としての役割を果たす。

### (2) 優れたスタッフの確保

#### ①優秀な医師の確保と医師の負担軽減

- ・ 高度専門医療等の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実により、優秀な医師の育成、確保に努める。
- ・ 臨床研修医の受け入れについては、教育研修体制の充実を図るとともに、報酬等処遇の改善も行いつつ、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医をいう。）の受入れ拡大に努める。
- ・ 医師確保と定着化を促進するため、多様な勤務形態及び医療秘書の導入等、医師の負担軽減に努める。

#### ②看護職及び医療技術職の専門性の向上

- ・ 看護職の専門性の向上を図るため、認定看護師・専門看護師の資格取得を促進する。

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の技術職について、研修等を充実し、専門性の向上を図ること。

### ③事務職員の確保と専門性の向上

プロパー職員の採用等による専門職化や研修の充実等による事務職員の資質向上を図ること。

## (3) 医療サービスの効果的な提供

### ①地域連携の推進

庄内地域における中核的な医療機関としての役割を果たすとともに、他の医療機関との役割分担と連携を強化し、地域医療機関との紹介・逆紹介の推進や、地域連携クリティカルパスの活用など、医療サービスの効果的な提供に努めること。

また、退院時における地域の介護・福祉機関との連携を強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービスの提供ができるように努めること。

- ・ 患者の立場に立った看護及び質の高い療養環境を提供するため、患者及び家族に接する機会が最も多い看護職の意見を病院運営に反映する仕組みづくりに努める。
- ・ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の技術職について、研修等を充実し、専門技能の向上を図る。
- ・ 専門性の高い看護師や薬剤師、技師等が、がんや心疾患、糖尿病等に対するチーム医療の実施において、医師とともに中心的な役割を果たせるよう、必要に応じ体制整備を進める。

### ③事務職員の確保と専門性の向上

- ・ 病院経営機能の強化を図るため、事務職員について、研修の充実等による専門的知識の習得を図るとともに、プロパー職員の採用等を段階的に進める。

## (3) 医療サービスの効果的な提供

### ①地域連携の推進

- ・ 庄内地域における中核的な医療機関としての役割を果たすとともに、他の医療機関との役割分担と連携を強化し、地域医療機関との紹介率・逆紹介率の向上や、地域連携クリティカルパスの整備普及、開放病床・開放医療機器の設置等に取り組む。
- ・ 地域包括支援センターや地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、退院時カンファレンスの取組みの強化等により、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供ができるように努める。

## ②クリティカルパスの活用

より短い期間で効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与できるように、クリティカルパスの作成及び適用を進め、質の高い医療を提供すること。

## (4) 教育研修事業の充実

### ①庄内地域における医療水準の向上

山形大学、東北大学、県立保健医療大学、県立病院などと連携し、地域の中核的な医療機関として、質の高い医療従事者を育成し、庄内地域における医療水準の向上に努めること。

### ②住民の意識の啓発

地域住民を対象としたセミナー、広報などを積極的に行い、住民の医療や健康に対する意識の啓発に努めること。

## 3 患者・住民サービスの一層の向上

来院から診療、会計に至る全てのサービスについて、待ち時間の短縮等、患者の利便性の向上に努めること。

また、サービスの向上に当たっては、患者・住民の意見を取り入れる仕組みづくりや、住民に病院の機能や実績を理解してもらうための取組みを積極的に行うこと。

## ②クリティカルパスの活用

- ・ 効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与するため、クリティカルパスの作成及び適用を進める。

## (4) 教育研修事業の充実

### ①庄内地域における医療水準の向上

- ・ 山形大学、東北大学、県立保健医療大学、県立病院などと連携して質の高い医療従事者の育成を推進し、地域の中核的な医療機関として、庄内地域における医療水準の向上に努める。

### ②住民の意識の啓発

- ・ 地域住民を対象としたセミナー、広報などを積極的に行い、住民の医療や健康に対する意識の啓発に努める。
- ・ 他の機関が行う地域の医療従事者や住民に対するセミナー等への講師派遣についても積極的に行う。

## 3 患者・住民サービスの一層の向上

- ・ 外来、検査、手術、会計等、待ち時間の実態及び患者ニーズを継続的に調査し、外来診療システムの改善及び診療時間の弾力化に取り組む。
- ・ 地域住民に対するセミナーに併せて院内見学や意見交換の場を設けることにより、患者・住民の目線に立ったサービスの向上の取組を進める。

#### 4 統合再編に関する住民への広報

統合再編に伴い住民が不安にならないように、移行期における診療体制等について、地元自治体の広報を含め、多様な広報媒体を活用して積極的に情報提供すること。

#### 5 法令等の遵守と情報公開の推進

法令を遵守するとともに、高い倫理観をもち、患者が安心して医療を受けられるよう配慮すること。

また、インフォームド・コンセントの一層の充実や、カルテ・レセプト等医療情報の適切な情報開示・情報発信を進め、患者及び住民の信頼向上に努めること。

#### 4 統合再編に関する住民への広報

- ・ 移行期及び施設整備完成までの診療体制等については、利用者に丁寧に説明していくとともに、地元自治体の広報を含め、多様な広報媒体を活用して積極的に情報提供していく。

#### 5 法令等の遵守と情報公開の推進

- ・ 法令等に基づき、医療従事者としての行動規範、倫理等について規則化し、所要の研修を行う。
- ・ インフォームド・コンセントを徹底するほか、カルテ・レセプト等医療情報の情報開示については、山形県情報公開条例等に基づき、県の機関に準じて適切に対応する。

中期目標(案)

中期計画(素案)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 弾力的な運営体制の確立

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するための制度、手法を導入し、効率的・効果的な業務運営体制を確立すること。

1 弾力的な運営体制の確立

- ・ 中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するためのPDC Aサイクルを導入し、効率的・効果的な業務運営体制を確立する。
- ・ 予算執行については、年度間・科目間で弾力的な運用ができる会計制度とし、効率的・効果的な執行を行う。

2 診療体制、人員配置の弾力的運用

医療需要の変化に迅速に対応し、医療従事者等の配置を弾力的に行うこと。

また、必要に応じ常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより多様な専門職の活用を図り、効率的な業務運営に努めること。

2 診療体制、人員配置の弾力的運用

- ・ 医療需要の変化に迅速に対応し、運営する2病院間の人事交流を含め、医療従事者等の配置を弾力的に行う。
- ・ 必要に応じ常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより多様な専門職の活用を図り、効率的な業務運営に努める。

3 収益の増

県・市病院機構が有する様々な医療資源を医業収益の増に結びつけるため、その有効活用の方策を検討するとともに、病床利用率や医療機器の稼働率等については、中期計画において目標値を定めその達成を図ること。

3 収益の増

(1) 病床利用率

以下のとおり目標値を設定し、効果的な病床管理を徹底する。

◆病床利用率に係る目標(許可病床数による)

	平成18年度 実績	平成20年度 ~22年度	平成23年度
日本海総合病院	84.8%	88%以上	91%以上

日本海総合病院 酒田医療センター	76.7%	70%以上	95%以上
---------------------	-------	-------	-------

(2) 医療機器の稼働率

MR I やCTなどの医療機器の稼働率については、平成 18 年度の水準以上の稼働率となることを目指す。

また、地域連携の視点だけでなく、医療機器の有効活用の視点からも、一部の医療機器の開放について検討する。

<参考>平成 18 年度の機器使用件数

- ・MR I 5,207 件（日本海）、3,977 件（酒田）
- ・CT 12,557 件（日本海）、13,978 件（酒田）

4 費用の節減

人件費、材料費、経費について、中期計画において医業収益比率などの具体的な目標値を定め、その節減に努めること。

特に人件費については、全国自治体病院の黒字病院の人件費率を参考に目標を定めること。

4 費用の節減

人件費、材料費、経費については、その節減に努め、中期計画機関の最終年度においては、人件費等の対医業収益比率が、平成 18 年度における全国の 500 床以上の自治体黒字病院の平均値を上回らないことを目標とする。

<参考>500床以上の全国自治体黒字病院の対医業収益比率（H18）

- 人件費 52.3%
- 材料費 28.4%
- 経費 17.3%

中 期 目 標 (案)	中 期 計 画 (素案)																														
<p data-bbox="163 308 589 339"><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p data-bbox="163 408 477 440"><b>1 経常収支比率の均衡</b></p> <p data-bbox="219 456 1104 632">「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画及び年次計画を作成し、これに基づき病院を運営することにより、中期目標期間内に経常収支比率100%以上を達成すること。</p> <p data-bbox="163 746 421 778"><b>2 資金収支の均衡</b></p> <p data-bbox="219 794 1104 874">経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、目標期間内の各年度において資金収支の均衡を達成すること。</p>	<p data-bbox="1135 308 1865 339"><b>第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b></p> <p data-bbox="1202 403 2078 531">「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、中期計画期間内に経常収支比率100%以上を達成する。</p> <p data-bbox="1135 595 1507 627"><b>1 予 算 (平成20～23年度)</b></p> <p data-bbox="1776 643 1966 675">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1202 683 1966 1410"> <thead> <tr> <th data-bbox="1202 683 1603 730">区 分</th> <th data-bbox="1603 683 1966 730">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1202 730 1603 778">収入</td> <td data-bbox="1603 730 1966 778"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 778 1603 826">  営業収益</td> <td data-bbox="1603 778 1966 826"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 826 1603 874">    医業収益</td> <td data-bbox="1603 826 1966 874"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 874 1603 922">    運営費負担金</td> <td data-bbox="1603 874 1966 922"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 922 1603 970">  営業外利益</td> <td data-bbox="1603 922 1966 970"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 970 1603 1018">    運営費負担金</td> <td data-bbox="1603 970 1966 1018"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1018 1603 1066">    その他医業外利益</td> <td data-bbox="1603 1018 1966 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1066 1603 1114">  資本収入</td> <td data-bbox="1603 1066 1966 1114"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1114 1603 1161">    運営費負担金</td> <td data-bbox="1603 1114 1966 1161"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1161 1603 1209">    長期借入金</td> <td data-bbox="1603 1161 1966 1209"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1209 1603 1257">    その他資本収入</td> <td data-bbox="1603 1209 1966 1257"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1257 1603 1305">    その他の収入</td> <td data-bbox="1603 1257 1966 1305"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1305 1603 1353">計</td> <td data-bbox="1603 1305 1966 1353"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 1353 1603 1401">支出</td> <td data-bbox="1603 1353 1966 1401"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	収入		営業収益		医業収益		運営費負担金		営業外利益		運営費負担金		その他医業外利益		資本収入		運営費負担金		長期借入金		その他資本収入		その他の収入		計		支出	
区 分	金 額																														
収入																															
営業収益																															
医業収益																															
運営費負担金																															
営業外利益																															
運営費負担金																															
その他医業外利益																															
資本収入																															
運営費負担金																															
長期借入金																															
その他資本収入																															
その他の収入																															
計																															
支出																															

営業費用 医業費用 給与費 材料費 経費 研究研修費 一般管理費 営業外費用 資本支出 建設改良費 償還金 その他の費用 計	
--	--

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法の趣旨に沿って定められた基準により決定する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成20～23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	
医業収益	

	運営費負担金収益 資産見返運営費負担金戻入 資産見返工事負担金等戻入 資産見返物品受贈額戻入 営業外利益 運営費負担金 その他医業外利益 その他の収入					
	支出の部 営業費用 医業費用 給与費 材料費 経費 減価償却費 研究研修費 一般管理費 営業外費用 その他の費用 純損失					
<p style="text-align: center;"><b>3 資金計画（平成20～23年度）</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金収入</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	金 額	資金収入	
区 分	金 額					
資金収入						

		<p>業務活動による収入</p> <p>診療業務による収入</p> <p>運営費負担金による収入</p> <p>その他の業務活動による収入</p> <p>投資活動による収入</p> <p>運営費負担金による収入</p> <p>その他の投資活動による収入</p> <p>財務活動による収入</p> <p>長期借入による収入</p> <p>その他の財務活動による収入</p> <p>前期中期目標期間からの繰越金</p>		
		<p>資金支出</p> <p>業務活動による支出</p> <p>給与費支出</p> <p>材料費支出</p> <p>その他の業務活動による支出</p> <p>投資活動による収入</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>その他の投資活動による支出</p> <p>財務活動による収入</p> <p>長期借入の返済による支出</p> <p>移行前地方債償還債務の償還による支出</p> <p>その他の財務活動による支出</p> <p>次期中期目標期間への繰越金</p>		

中 期 目 標 (案)	中 期 計 画 (素案)
—	<p data-bbox="1131 258 1456 292"><b>第4 短期借入金の限度額</b></p> <p data-bbox="1131 355 1554 389">1 限度額 4,000百万円</p> <p data-bbox="1131 453 1805 534">2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応</p>
—	<p data-bbox="1131 596 1964 630"><b>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b></p> <p data-bbox="1211 694 1272 727">なし</p>
—	<p data-bbox="1131 791 1370 825"><b>第6 剰余金の使途</b></p> <p data-bbox="1200 888 2078 970">決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p>

中期目標(案)

中期計画(素案)

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

- (1) 病院を利用する者からは、使用料を徴収する。
- (2) 料金の額は、以下のとおりとする。

区 分		金 額
保険診療		診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の規定（第3号の規定を除く。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の規定（以下これらの規定を「診療報酬等に関する告示の規定」という。）により算定した額
保険診療 以外の 療養等	保険診療 と療養等 の内容が 同じもの （別に定 めるもの を除く。）	診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額に1.05を乗じて得た額（助産に係る診療等にあつては、診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額）。ただし、自動車の運行によって傷害を受けた者（その傷害につき、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条の規定による損害賠償の請求をすることができる者に限る。）のその傷害についての診療にあつては、診療報酬

		等に関する告示の規定の例により算定した額に1.5を乗じて得た額
	上記以外のもの	療養等の原価、同一若しくは類似の療養等に係る費用の額の算定方法が診療報酬等に関する告示の規定にある場合の当該療養等に係る診療報酬等に関する告示の規定の例により算定した額又は他の医療機関における同一若しくは類似の療養等に係る料金を勘案して理事長が定める額
<p><b>2 使用料及び手数料の減免</b></p> <p>理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>		

中 期 目 標 (案)	中 期 計 画 (素案)
<p><b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1 人事に関する事項</b></p> <p>地域住民の医療ニーズの変化に応え、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、また、経営等専門的ノウハウを法人に蓄積するため、医師等の医療従事者や専門家など優れた人材を適切に配置すること。</p>	<p><b>第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1 人事に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の医療ニーズの変化に応え、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、また、経営等専門的ノウハウを法人に蓄積するため、医師等の医療従事者や専門家など優れた人材を採用するとともに、適切に配置する。</li> </ul>

必要な人材の育成や能力開発、職員の業務を適切に評価し、かつ、透明性・公平性を確保することのできるシステムの確立を図ること。

さらに、こうした評価を反映したインセンティブを提供することなどにより、職員のモチベーションの向上を図ること。

## 2 職員の就労環境の整備

専門的能力の十分な活用を図り、効果的な病院運営を行うため、職員の事情に応じてその能力を発揮できるような柔軟な勤務形態を取り入れるなど、職員の生活環境に配慮した病院運営を行うこと。特に、病院は女性の多い職場であるため、これに配慮すること。

また、日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るために必要な職員の就労環境を整備すること。

## 3 医療機器・施設整備に関する事項

医療機器・施設整備については、統合再編に関する増改築・改修も含め、費用対効果、地域住民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断して着実に実施すること。

・ 人材の育成や能力開発を行うための研修を実施するとともに、職員の業務を適切に評価し、かつ、透明性・公平性を確保することのできる人事システムを確立する。

・ 人事評価システムを反映したインセンティブを提供することなどにより、職員のモチベーションの向上を図る。

## 2 職員の就労環境の整備

・ 専門的能力の十分な活用を図り、効果的な病院運営を行うため、職員の事情に応じてその能力を発揮できるような柔軟な勤務形態を取り入れるなど、職員の生活環境に配慮した病院運営を行う。

・ 育児中の女性職員のために現在の院内保育所を24時間対応にするなど、職員の就労環境の改善に努める。

## 3 医療機器・施設整備に関する事項

本中期計画期間中における医療機器・施設整備に関する総投資額については、以下のとおりとする。

なお、医療機器・施設整備に当たっては、費用対効果、地域住民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断して着実に実施することとする。

【医療機器・施設整備に関する計画】

(単位：百万円)

<p><b>4 法人が負担する債務の償還に関する事項</b></p> <p>県・市病院機構は、山形県及び酒田市に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担すること。また、その債務の処理を確実にを行うこと。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 定 額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本支出 建設改良費 うち統合再編に伴う 増改築・改修分 うち日本海総合病院 うち酒田医療センター</td> <td></td> <td>設立団体からの 長期借入金等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	予 定 額	財 源	資本支出 建設改良費 うち統合再編に伴う 増改築・改修分 うち日本海総合病院 うち酒田医療センター		設立団体からの 長期借入金等																					
	区 分	予 定 額	財 源																									
資本支出 建設改良費 うち統合再編に伴う 増改築・改修分 うち日本海総合病院 うち酒田医療センター		設立団体からの 長期借入金等																										
<p><b>4 法人が負担する債務の償還に関する事項</b></p> <p>県・市病院機構は、山形県及び酒田市に対して負担する債務の元利償還を確実にを行う。</p> <p>&lt;参考&gt;法人設立日までに償還されていない債務</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="4">うち中期計画期間中償還予定額</th> </tr> <tr> <th>H 2 0</th> <th>H 2 1</th> <th>H 2 2</th> <th>H 2 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金残高</td> <td>16,981</td> <td>1,507</td> <td>1,646</td> <td>1,515</td> <td>1,349</td> </tr> <tr> <td>日本海病院分</td> <td>15,182</td> <td>1,184</td> <td>1,318</td> <td>1,251</td> <td>1,206</td> </tr> <tr> <td>酒田病院分</td> <td>1,799</td> <td>323</td> <td>328</td> <td>264</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金額	うち中期計画期間中償還予定額				H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	長期借入金残高	16,981	1,507	1,646	1,515	1,349	日本海病院分	15,182	1,184	1,318	1,251	1,206	酒田病院分	1,799	323	328	264	143
区 分			金額	うち中期計画期間中償還予定額																								
	H 2 0	H 2 1		H 2 2	H 2 3																							
長期借入金残高	16,981	1,507	1,646	1,515	1,349																							
日本海病院分	15,182	1,184	1,318	1,251	1,206																							
酒田病院分	1,799	323	328	264	143																							